

## News Release



平成 24 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社野村総合研究所  
代 表 者 名 代表取締役社長 嶋本 正  
(コード番号：4307、東証第一部)  
お問合せ先 IR室長 上岡 晋  
(TEL:03-5533-3910 ir@nri.co.jp)

### 株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社野村総合研究所（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 9 月 14 日開催の取締役会において、株式会社だいこう証券ビジネス（コード番号:8692、東証・大証第一部、以下「対象者」といいます。）が発行する普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 9 月 18 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 24 年 10 月 16 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

- 公開買付者の名称及び所在地  
株式会社野村総合研究所  
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
- 対象者の名称  
株式会社だいこう証券ビジネス
- 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式
- 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,424,700 株	5,530,580 株	7,424,700 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (5,530,580 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限 (7,424,700 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 対象者によれば、平成 24 年 4 月 1 日以降同年 8 月 31 日までに、①平成 19 年 6 月 28 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 6 回新株予約権、②平成 20 年 6 月 27 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 7 回新株予約権、③平成 21 年 6 月 26 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 8 回新株予約権、④平成 22 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 9 回新株予約権、⑤平成 23 年 6 月 24 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 10 回新株予約権、及び⑥平成 24 年 6 月 22 日開催の対象者取締役会決議により発行された第 11 回新株予約権が行使されることにより発行若しくは交付（以下「発行等」といいます。）した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年 9 月 1 日以降公開買付期間末日までに、上記②から⑥までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大 67,600 株とのことです。かかる新株予約権の行使により発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象となります。なお、上記①の新株予約権は、平成 24 年 7 月 31 日までが行使期間とされております。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 9 月 18 日（火曜日）から平成 24 年 10 月 16 日（火曜日）まで（20 営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 24 年 10 月 30 日（火曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 289 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数（6,705,164 株）が買付予定数の下限（5,530,580 株）に達し、かつ、買付予定数の上限（7,424,700 株）を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 24 年 10 月 17 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	6,705,164 株	6,705,164 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合 計	6,705,164 株	6,705,164 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	25,350 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.95%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	52,427 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.59%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	92,401 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.28%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	52,437 個	(買付け等後における株券等所有割合 20.59%)
対象者の総株主の議決権の数	254,426 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けに係る公開買付開始公告日現在における各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在(ただし、野村アセットマネジメント株式会社については平成24年10月16日現在)における各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成24年8月10日に提出した第57期第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」に、特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する対象者の潜在株券等に係る議決権の数(255個)を加えた数(254,681個)を分母としております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

②決済の開始日

平成24年10月23日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成24年9月14日付で公表した「株式会社だいこう証券ビジネス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社野村総合研究所  
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

以 上